

平成27年3月定例会 原案可決・全会一致

議会議案第11号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成27年3月20日

提 出 者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長 久 野 三 男

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年には、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できる限り早期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意されている。

最低賃金の引き上げは、非正規労働者の所得の向上に寄与することから、日本経済のデフレからの脱却、経済の好循環を確固たるものにするためにも、大幅な引き上げが必要不可欠である。また、消費税率の引き上げや物価の上昇が、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためには最低賃金額の引き上げが必要となる。あわせて、福島県の復興を促進するうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内における労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで、非常に重要である。

現在の福島県最低賃金は、時間額で689円となっており、その水準は2007年からの7年間全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 福島県最低賃金について、「日本再興戦略」ならびに「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げをはかる。
- 2 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ上積みの改正をはかる。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- 4 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

郡山市議会